

名古屋市公報	平成27年 4月22日 第1105号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局 発行人 行政改革推進部法制課長

目次	ページ
告 示	
○ 名古屋市水広下土地区画整理組合の定款の変更認可 (住都・区画整理課) (第244号)	3
○ 有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について (緑土・緑地管理課) (第245号)	4
○ 名古屋市地球温暖化対策指針の一部改正について (環境・環境活動推進課) (第246号)	5
○ 特定計量器定期検査の実施 (市経・消費流通課) (第247号)	17
○ 名古屋市営住宅における使用料の収納事務委託について (住都・住宅管理課) (第248号)	19
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第249号)	20
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第250号)	25
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第251号)	27
○ 有料公園施設等の供用月日の変更について (緑土・緑地管理課) (第252号)	28
○ 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について (緑土・緑地管理課) (第253号)	29
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧 (緑土・緑地事業課) (第254号)	31
選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
○ 名古屋市議会議員一般選挙における当選人の住所及び氏名について (第12号)	32
監 査 委 員 規 程	
○ 名古屋市監査委員公印規程の一部を改正する規程 (第3号)	37
上 下 水 道 局 告 示	
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 (第5号)	39
交 通 局 告 示	
○ ゴールデンウィーク特割ドニチエコきっぷの発売について (第4号)	46
交 通 局 管 理 規 程	
○ 名古屋市交通局契約規程の一部改正 (第11号)	48

病 院 局 管 理 規 程

- 名古屋市病院局職員の育児休業等に関する規程の一部改正 (第18号) 49
-

公

告

- 農業委員会総会の開催公告 (農業委員会) 50
- 土地改良区の役員の就退任の公告 (緑土・都市農業課) 51
-

名古屋市告示第 244号

名古屋市水広下土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

平成27年 4月14日

名古屋市長 河 村 た かし

1 組合の名称

名古屋市水広下土地区画整理組合

2 事務所の所在地

名古屋市緑区鳴海町字水広下 121番地の 2

3 設立認可の年月日

平成 2年 5月 2日

4 変更の内容

第 5条中「名古屋市緑区鳴海町字水広下 121番地の 2」を「名古屋市緑区八つ松一丁目1708番地」に改める。

5 変更認可の年月日

平成27年 4月14日

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

名古屋市告示第 245号

有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託しました。

平成27年 4月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した有料公園施設の使用料

駐車場（名城公園二の丸東及び北園並びに久屋大通公園）使用料

2 委託した相手方

名古屋市みどりの協会・名古屋城振興協会グループ

名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号

公益財団法人 名古屋市みどりの協会

理事長 長谷川 博樹

3 委託期間

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 246号

名古屋市地球温暖化対策指針の一部改正について

名古屋市地球温暖化対策指針（平成24年名古屋市告示第 184号）の一部を次のように改正します。

平成27年 4月16日

名古屋市長 河 村 た か し

第 7第 2項第 1号中「国内クレジット制度、オフセット・クレジット（J - VER）制度」を「J - クレジット制度」に改め、同項第 2号中「財団法人」を「一般財団法人」に改める。

別表 1(7) 中「六フッ化硫黄」を「六ふっ化硫黄」に改め、次の 1表を加える。

(8) 三ふっ化窒素 (NF_3)

NF_3 の製造
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等における NF_3 の使用

別表 2ハイドロフルオロカーボン等の排出抑制の項中「六フッ化硫黄」を「六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素」に改める。

別表 3環境価値（クレジット等）の活用の項中「国内クレジット制度、オフセット・クレジット（J-VER）制度」を「J - クレジット制度」に改める。

指針第 1号様式及び指針第 2号様式を次のように改める。

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	
工場等の名称	
工場等の所在地	
業種	
業務部門における 建築物の主たる用途	
建築物の所有形態	
事業の概要	
計画期間	年 月 日 ～ 年 月 日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
公表方法		揭示 閲覧	(場所)
		ホーム ページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先			

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

(2) 地球温暖化対策の推進体制

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（ 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量			t-CO ₂
① （温室効果ガス 換算） 排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）			t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	
------------------	--

項 目	基準年度 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		年度 目標削減率	
温室効果ガス 総排出量		t-CO ₂		t-CO ₂		%

項 目	基準年度 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		年度 目標削減率	
原単位あたりの 排出量		t-CO ₂ ／		t-CO ₂ ／		%

（2）目標設定の考え方

--

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--

地球温暖化対策実施状況書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	
工場等の名称	
工場等の所在地	
業種	
業務部門における 建築物の主たる用途	
建築物の所有形態	
事業の概要	
計画期間	年 月 日 ～ 年 月 日

2 地球温暖化対策実施状況書の公表方法等

公表期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
公表方法		揭示 閲覧	(場所)
		ホーム ページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先			

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

(2) 地球温暖化対策の推進体制

4 温室効果ガスの排出の状況

計画期間 年度目（ 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量			t-CO ₂
（温① 二室を 酸効除 化果く 炭ガス 素換排 算）出 量	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）			t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標の達成状況

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標の達成状況

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	
------------------	--

項 目	基準年度の実績		目 標		計画期間の実績					
	年度		年度		年度		年度		年度	
温 室 効 果 ガ ス 総 排 出 量		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
削 減 率				%		%		%		%
温 室 効 果 ガ ス み な し 総 排 出 量		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
削 減 率				%		%		%		%

項 目	基準年度の実績		目 標	計画期間の実績						
	年度			年度		年度		年度		
原単位あたりの 排 出 量		t-CO ₂ ／		t-CO ₂ ／		t-CO ₂ ／		t-CO ₂ ／		t-CO ₂ ／
削 減 率				%		%		%		%
原単位あたりの みなし排出量		t-CO ₂ ／		t-CO ₂ ／		t-CO ₂ ／		t-CO ₂ ／		t-CO ₂ ／
削 減 率				%		%		%		%

（2）進捗状況に対する自己評価（目標の達成／非達成の理由）

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

備考4 温室効果ガスみなし総排出量とは、温室効果ガス総排出量に対し、クレジット等の環境価値に相当するもの及び再生可能エネルギー等の利用による温室効果ガスの削減量等を調整したものをいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置の実施状況

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標	取組の実施状況

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用の状況

ア 計画期間 年度目 (年度) における利用の状況

導入年度	設備等の種類	概要 (規模、性能、発生エネルギー量等)

イ 上記のうち、他のものに供給した電力及び熱

区 分	再生可能エネルギーの種類	温室効果ガス換算量 (みなしの削減量)
電 力		t-CO ₂
熱		t-CO ₂

(3) 環境価値 (クレジット等) の活用状況

計画期間 年度目 (年度) におけるクレジット等の利用

クレジット等の種類	創出地	温室効果ガス換算量 (みなしの削減量)
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂

(4) みなしの排出量の算定に利用した温室効果ガス換算量 (みなしの削減量) の合計

t-CO ₂

(5) その他の地球温暖化対策に係る措置の実施状況

--

(6) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組の実施状況

--

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この指針による改正後の名古屋市地球温暖化対策指針別表 1、指針第 1号様式及び指針第 2号様式の規定は、平成28年度以後の年度を計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画書を作成すべき地球温暖化対策事業者について適用し、平成27年度までの年度を計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画書を作成した地球温暖化対策事業者については、なお従前の例による。

名古屋市環境局環境企画部環境活動推進課

名古屋市告示第 247 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

平成 27 年 4 月 16 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域

北区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
6 月 3 日（水）	金城小学校（東門：体育館）
6 月 4 日（木）	大杉小学校（東門：東校舎土間）
6 月 5 日（金）	楠小学校（西門：体育館入口）
6 月 9 日（火）	味鋤小学校（西通用門：生活科室）
6 月 10 日（水）	宮前小学校（東門：特別活動室）
6 月 12 日（金）	城北小学校（南正門：玄関）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の

場所とします。

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市告示第 248号

名古屋市営住宅における使用料の収納事務委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定により、次のように収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

平成27年 4月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託する事務

名古屋市営住宅等の退去者に係る滞納家賃及び滞納駐車場使用料の収納事務

2 委託の相手方

名古屋市中区丸の内三丁目15番 3号

セントラル法律事務所 弁護士 前川 弘美

3 委託期間

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 249号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成27年 4月17日

名古屋市長 河 村 た か し

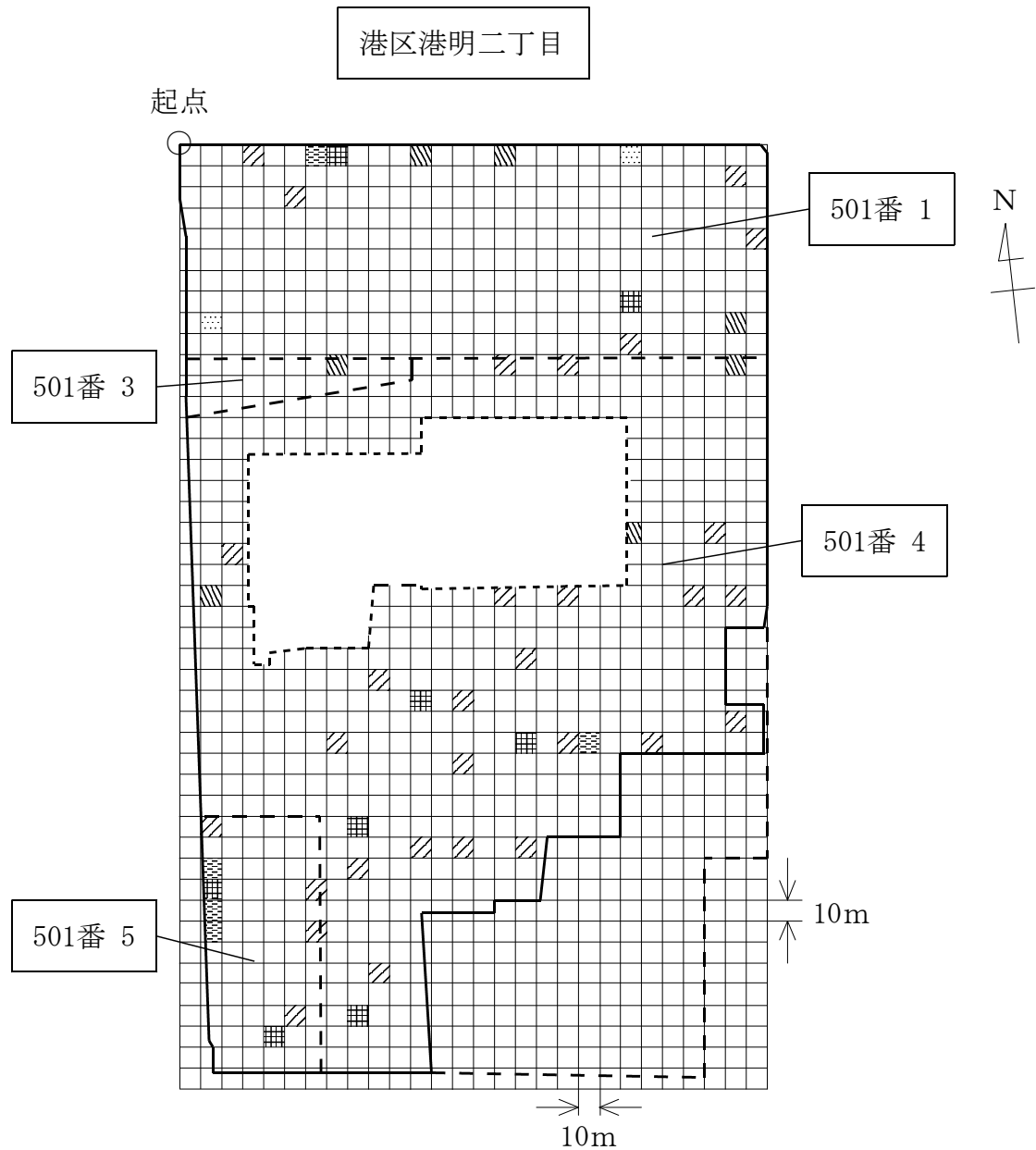
1 指定する区域

名古屋市港区港明二丁目 501番 1、 501番 3、 501番 4、 501番 5及び金川町 101番の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ベンゼン、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例



：調査対象地（鋼矢板で囲まれた区域を除く） - - -：筆の境界 ：鋼矢板



：形質変更時要届出区域（カドミウム及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））



：形質変更時要届出区域（カドミウム及びその化合物並びに砒素^ひ及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））



：形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

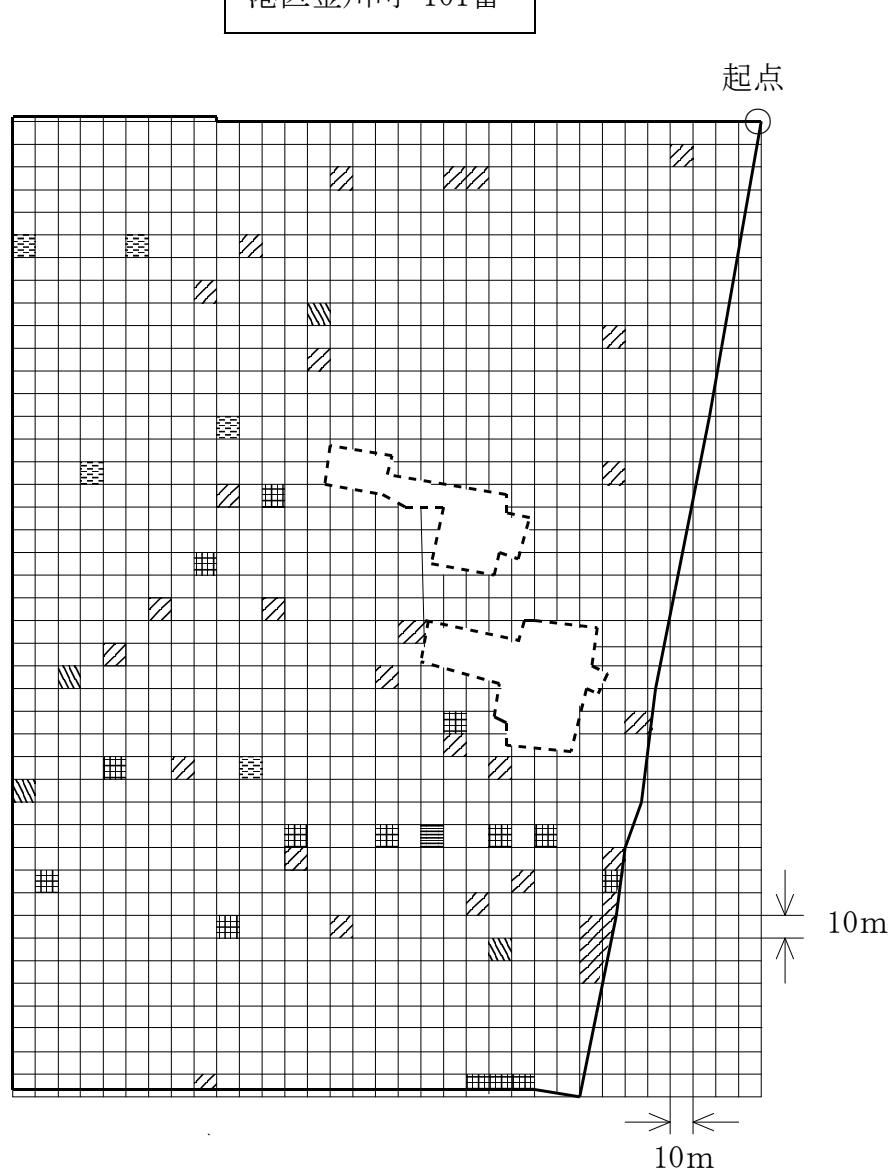


：形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物並びに砒素^ひ及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））



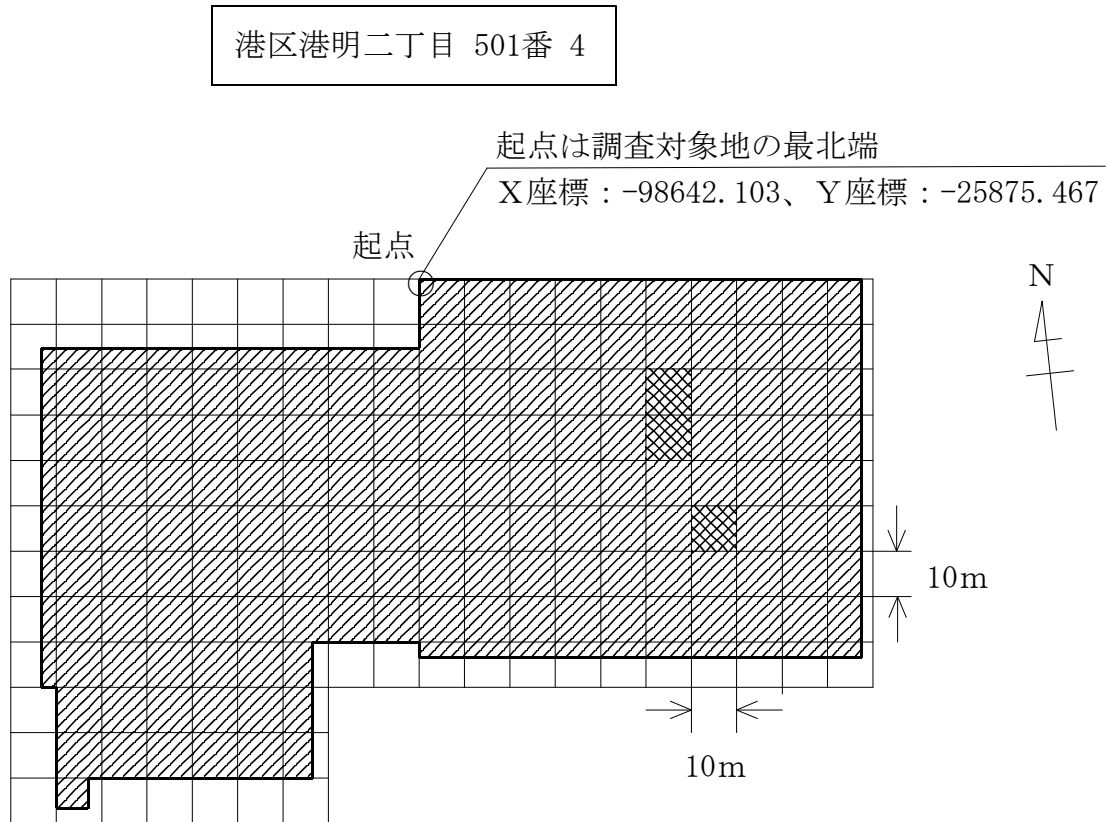
：形質変更時要届出区域（砒素^ひ及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

港区金川町 101番



凡例

-  : 調査対象地（筆の全域（鋼矢板で囲まれた区域を除く）） - - - - : 鋼矢板
-  : 形質変更時要届出区域（カドミウム及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
-  : 形質変更時要届出区域（水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素^ひ及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
-  : 形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
-  : 形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物並びに砒素^ひ及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
-  : 形質変更時要届出区域（砒素^ひ及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

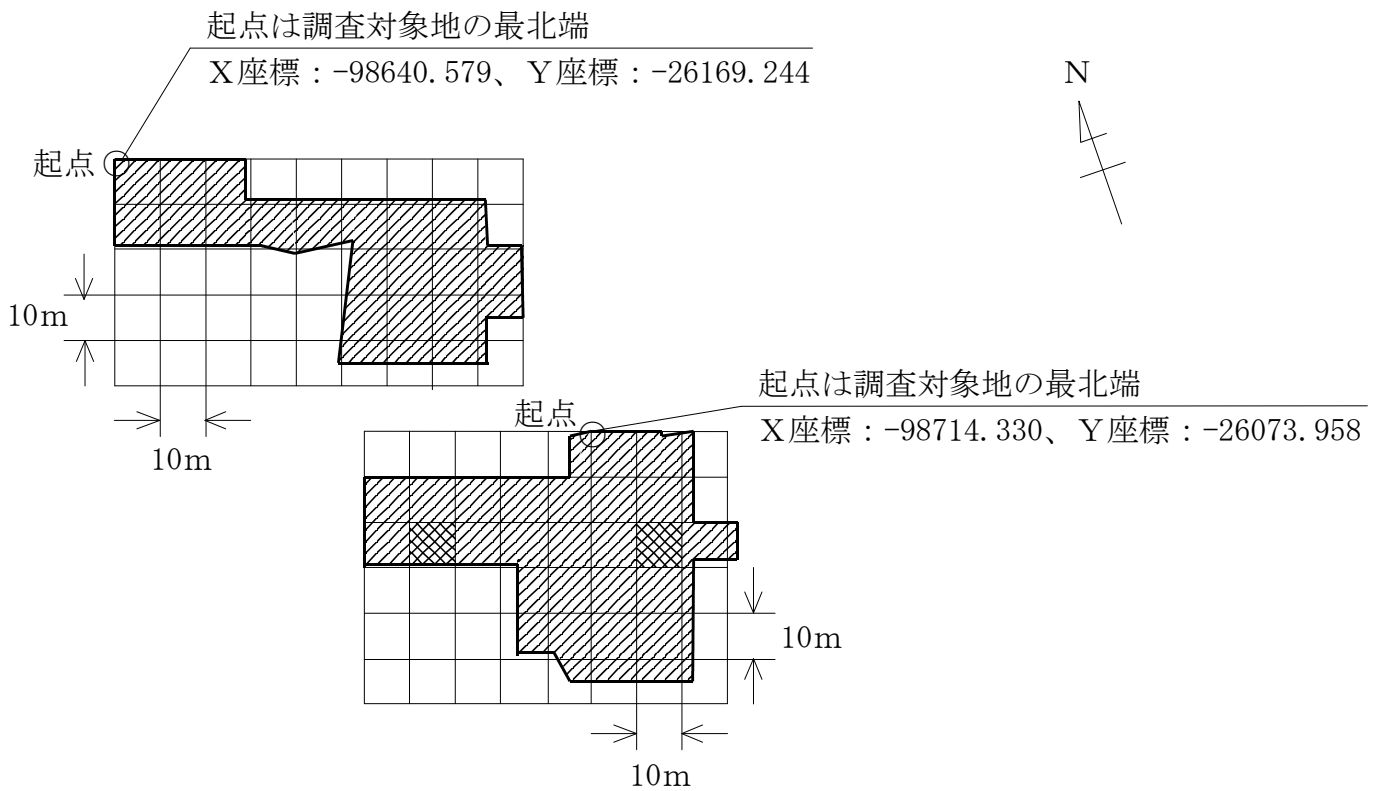


凡例

- : 調査対象地（鋼矢板で囲まれた区域）

 : 鋼矢板
- : 形質変更時要届出区域（ベンゼン（土壤溶出量基準不適合））
- : 形質変更時要届出区域（ベンゼン並びに^ひ砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

港区金川町 101番



凡例

-  : 調査対象地（鋼矢板で囲まれた区域）
  : 鋼矢板
-  : 形質変更時要届出区域（ベンゼン（土壤溶出量基準不適合））
-  : 形質変更時要届出区域（ベンゼン並びに砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 250号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第 4項第11号に該当します。

平成27年 4月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区金城ふ頭二丁目 2番 1の一部（詳細は、別紙のとおり）

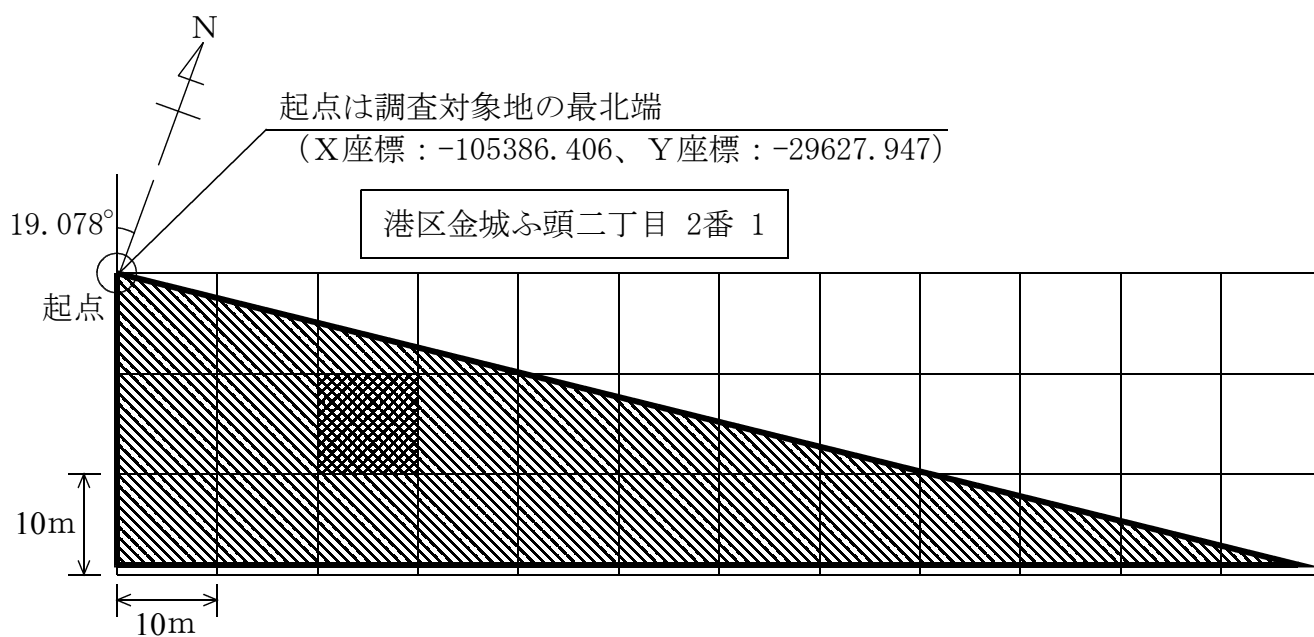
2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

△：調査対象地

■：形質変更時要届出区域（砒素及びその化合物並びに^ひふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

▨：形質変更時要届出区域（砒素及びその化合物並びに^ひふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合及び含有量基準不適合））

名古屋市告示第 251号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除します。

平成27年 4月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

平成26年名古屋市告示第 711号により指定した区域（名古屋市熱田区伝馬二丁目2807番の一部）の全部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物（土壤溶出量基準及び土壤含有量基準）並びに砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 252号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3 項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更します。

平成27年 4月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

稲永公園野鳥観察館

2 変更内容

平成27年 5月 7日（木）を供用する日に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 253号

有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3 項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日及び供用時間を変更します。

平成27年 4月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 プール

- (1) 平成27年 7月 4日から同月17日までの供用時間について「午前10時から午後 5時30分まで」を「午前 9時30分から午後 5時30分まで」に変更します。
- (2) 平成27年 7月18日及び同月19日の供用時間について「午前10時から午後 5時30分まで」を「午前 9時から午後 6時まで」に変更します。
- (3) 平成27年 7月20日から同年 8月31日までの供用時間について「午前 9時30分から午後 6時まで」を「午前 9時から午後 6時まで」に変更します。
- (4) 平成27年 9月 1日から同月 4日までを供用しない日に変更します。

2 駐車場（日光川公園）

- (1) 平成27年 7月 4日から同月17日までの供用時間について「午前 9時30分から午後 6時まで」を「午前 9時から午後 6時まで」に変更します。
- (2) 平成27年 7月18日及び同月19日の供用時間について「午前 9時30分から午後 6時まで」を「午前 8時30分から午後 6時30分まで」に変更します。
- (3) 平成27年 7月20日から同年 8月31日までの供用時間について「午前 9時から午後 6時30分まで」を「午前 8時30分から午後 6時30分まで」に変更します。

- (4) 平成27年 9月 1日から同月 4日までを供用しない日に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 254号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

平成27年 4月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画緑地事業第11号大高緑地

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

平成27年 4月17日から平成32年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市選挙管理委員会告示第12号

名古屋市議会議員一般選挙における当選人の住所及び氏名について

平成27年4月12日執行の名古屋市議会議員一般選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成27年4月13日

名古屋市選挙管理委員会委員長 柳 瀬 秀 彦

名古屋市選挙管理委員会事務局

選挙区	住 所	氏 名
千種区	名古屋市千種区日進通 1 丁目25番地	伊神 邦彦
	名古屋市千種区高見一丁目14番 1 号	田辺 雄一
	名古屋市千種区茶屋坂通 2 丁目23番地 コスモハイム茶屋ヶ坂 303 号	山田 昌弘
	名古屋市千種区内山二丁目 8 番17号	齋藤 亮人
	名古屋市千種区本山町 2 丁目52番地の 2 リヴェル本山Aー 101 号	手塚 将之
東 区	名古屋市東区泉二丁目11番 7 号	中川 貴元
	名古屋市東区芳野一丁目 7 番10号	佐藤 夕子
北 区	名古屋市北区楠味鋤五丁目2006番地	服部 将也
	名古屋市北区楠三丁目 421 番地 ネオハイツ楠N棟 303 号	長谷川 由美子
	名古屋市北区金城二丁目 8 番23号	渡辺 義郎
	名古屋市北区八龍町 1 丁目25番地の 1 ライオンズマンション八龍町 302 号	岡田 幸子
	名古屋市北区辻本通 3 丁目18番地 志賀本通シティハウス 802 号	田山 宏之
西 区	名古屋市西区貴生町 107 番地の 9 URBAN HOUSE K'S 201 号	浅野 有
	名古屋市西区枇杷島五丁目20番 4 号	上園 晋介
	名古屋市西区江向町 3 丁目47番地	鹿嶋 敏昭
	名古屋市西区天塚町 2 丁目51番地の 1	澤田 晃一
	名古屋市西区新道一丁目15番25号 エクセル浅間 3 A号	青木 朋子
中村区	名古屋市中村区大秋町 1 丁目 1 番地 ジョイナス本陣 303 号	鵜飼 春美
	名古屋市中村区十王町11番28号	小出 昭司
	名古屋市中村区高須賀町18番地の 3	齋藤 高央
	名古屋市中村区太閤二丁目 2 番23号	中村 満
	名古屋市中村区鴨付町 1 丁目44番地 栄ビル 201 号	藤井 博樹

選挙区	住 所	氏 名
中 区	名古屋市中区橘一丁目14番43号	中田 千津子
	名古屋市中区橘一丁目2番8号	高橋 圭三
	名古屋市中川区花塚町1丁目89番地	西山 あさみ
昭和区	名古屋市昭和区狭間町12番地 ロイヤルアーク鶴舞公園東701号	奥村 文洋
	名古屋市昭和区滝子町27番3号	西川 学
	名古屋市昭和区川名本町4丁目11番地の12	大村 光子
	名古屋市昭和区藤成通4丁目3番地 桜山パークホームズ201号	柴田 民雄
瑞穂区	名古屋市瑞穂区田辺通6丁目20番地 バンベールグラン田辺通502号	藤田 和秀
	名古屋市瑞穂区大喜新町3丁目6番地 サーラスステージ瑞穂ヶ丘1301号	土居 芳太
	名古屋市瑞穂区八勝通2丁目23番地の1 第3猪飼ビル105号	塚本 剛志
熱田区	名古屋市熱田区金山町一丁目13番11号 サンプラーザ603号	森 智雄
	名古屋市熱田区新尾頭三丁目1番4号 エスポワール金山502号	服部 慎之助
中川区	名古屋市中川区八家町3丁目16番地	久野 浩平
	名古屋市中川区服部五丁目1604番地の7	木下 優
	名古屋市中川区横堀町3丁目6番地	岡本 善博
	名古屋市中川区打出一丁目140番地	浅井 正仁
	名古屋市中川区尾頭橋二丁目13番22号	馬場 規子
	名古屋市中川区石場町2丁目6番地	江上 博之
	名古屋市中川区澄池町13番24号	高木 善英

選挙区	住 所	氏 名
港 区	名古屋市港区東海通 3 丁目 170 番地	加藤 一登
	名古屋市港区木場町 6 番地の33 スペリアシティ名南アネックスV402号	佐藤 健一
	名古屋市港区南十一番町 2 丁目 8 番地 ユーハウス東海橋 3－E 号	山口 清明
	名古屋市港区大西二丁目14番地	吉田 茂
	名古屋市港区東茶屋一丁目 658 番地	坂野 公壽
南 区	名古屋市南区観音町 6 丁目 9 番地の 1	横井 利明
	名古屋市南区鶴里町 1 丁目58番地 第 2 メゾン春日野 403 号	藤澤 忠将
	名古屋市南城区下町 3 丁目26番地の 5	福田 誠治
	名古屋市南区赤坪町 118 番地 ミロワール赤坪 305 号	橋本 浩幹
	名古屋市南区西又兵ヱ町 2 丁目 9 番地 ガーデンスクエア 205 号	高橋 祐介
守山区	名古屋市守山区大森五丁目1406番地	小川 俊之
	名古屋市守山区鳥羽見二丁目 3 番 1 号	松井 良憲
	名古屋市守山区四軒家一丁目 719 番地	金庭 宜雄
	名古屋市守山区森孝東二丁目 801 番地 森孝台住宅 2 棟 202 号	樽松 順子
	名古屋市守山区桔梗平一丁目2103番地	北野 由晴
	名古屋市守山区大字中志段味字南原2686番 地の 248	鎌倉 安男

選挙区	住 所	氏 名
緑 区	名古屋市緑区桶狭間神明2907番地 アルタイル 205 号	近藤 和博
	名古屋市緑区鳴海町字宿地41番地 マイアみどり 1 B 号	岡本 康宏
	名古屋市緑区神沢二丁目1313番地の 4	岩本 崇宏
	名古屋市緑区鳴海町字宿地45番地の 1 ファミリーレー潮見が丘 907 号	中里 高之
	名古屋市緑区大高町字小坂25番地の 3	佐橋 亜子
	名古屋市緑区太子一丁目 6 番地	増田 成美
	名古屋市緑区鳴海町字尾崎山43番地の 6 アーバンラフレ鳴海 3 号棟 602 号	松本 守
	名古屋市緑区篠の風一丁目1716番地	余語 冴耶香
名東区	名古屋市名東区丁田町54番地	日比 健太郎
	名古屋市名東区本郷三丁目81番地 ハynes本郷 102 号	丹羽 宏
	名古屋市名東区豊が丘 103 番地 ユニーブル藤ヶ丘 506 号	小林 祥子
	名古屋市名東区つつじが丘 608 番地 三旺マンション名東 304 号	齊藤 愛子
	名古屋市名東区松井町 327 番地	浅井 康正
天白区	名古屋市天白区島田五丁目1208番地	成田 隆行
	名古屋市天白区島田四丁目2213番地の 1	三輪 芳裕
	名古屋市天白区久方一丁目 150 番地 相生山団地25号棟 305 号室	田口 一登
	名古屋市天白区植田山四丁目1101番地の 2 ヴィラ・デステ 305 号	田中 里佳
	名古屋市天白区元植田二丁目 901 番地の 1 ロゼⅢ 201 号	鈴木 孝之

名古屋市長監査委員規程第3号

名古屋市監査委員公印規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成27年 4 月14日

名古屋市監査委員職務執行者	ば	ば	のりこ
同	坂	野	公 壽
名古屋市監査委員	鈴	木	邦 尚
同	橋	本	博 孔

名古屋市長監査委員公印規程の一部を改正する規程

名古屋市監査委員公印規程（昭和40年名古屋市監査委員規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

第2条の2 地方自治法第199条の3第4項の規定に基づき、指定された監査委員が、代表監査委員の職務を代理する場合においては、代表監査委員の公印を代理する監査委員の公印とみなす。

別表を次のように改める。

名称	書体	寸法 (ミリメートル)	形式	管守者
監査委員印	やまと古字	方 21	名古屋市 監査委員	監査第一課長
代表監査委員印	やまと古字	方 21	名古屋市 代表 監査委員	

監 査 委 員 職務執行者印	やまと古字	方 21	名古屋市 監 査 委 員 職務執行者
事務局長印	やまと古字	方 21	名古屋市 監 査 事 務 局 長
監査第一課長印	やまと古字	方 21	名古屋市 監 査 事 務 局 監 査 第 一 課 長

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第5号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成27年4月16日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月15日

名古屋市上下水道局長 小林 寛 司

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
平成27年5月1日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字 ・ 丁 目	摘 要	
熱田区	一 番 二 丁 目		一部	熱田区千年二丁目 名古屋市上下水道局千年 水処理センター
中川区	石 場 町	4丁目	〃	中川区広住町 名古屋市上下水道局露橋 水処理センター
	富 田 町	千音寺・赤星裏 千音寺・市場 上屋敷 千音寺 ・市場下屋敷 千音寺・中屋敷 千音寺・狭間	〃	中川区中須町 名古屋市上下水道局打出 水処理センター
	八 剣 町	2丁目 3丁目	〃	熱田区千年二丁目 名古屋市上下水道局千年 水処理センター
	八 幡 本 通	1丁目	〃	中川区広住町 名古屋市上下水道局露橋 水処理センター
緑 区	神 沢 三 丁 目		〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局鳴海 水処理センター

- 供用を開始する排水施設の位置
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	熱田区 中川区
分流式	緑区

排水施設の位置図

熱田区（合流式）



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

中川区（合流式）No. 1



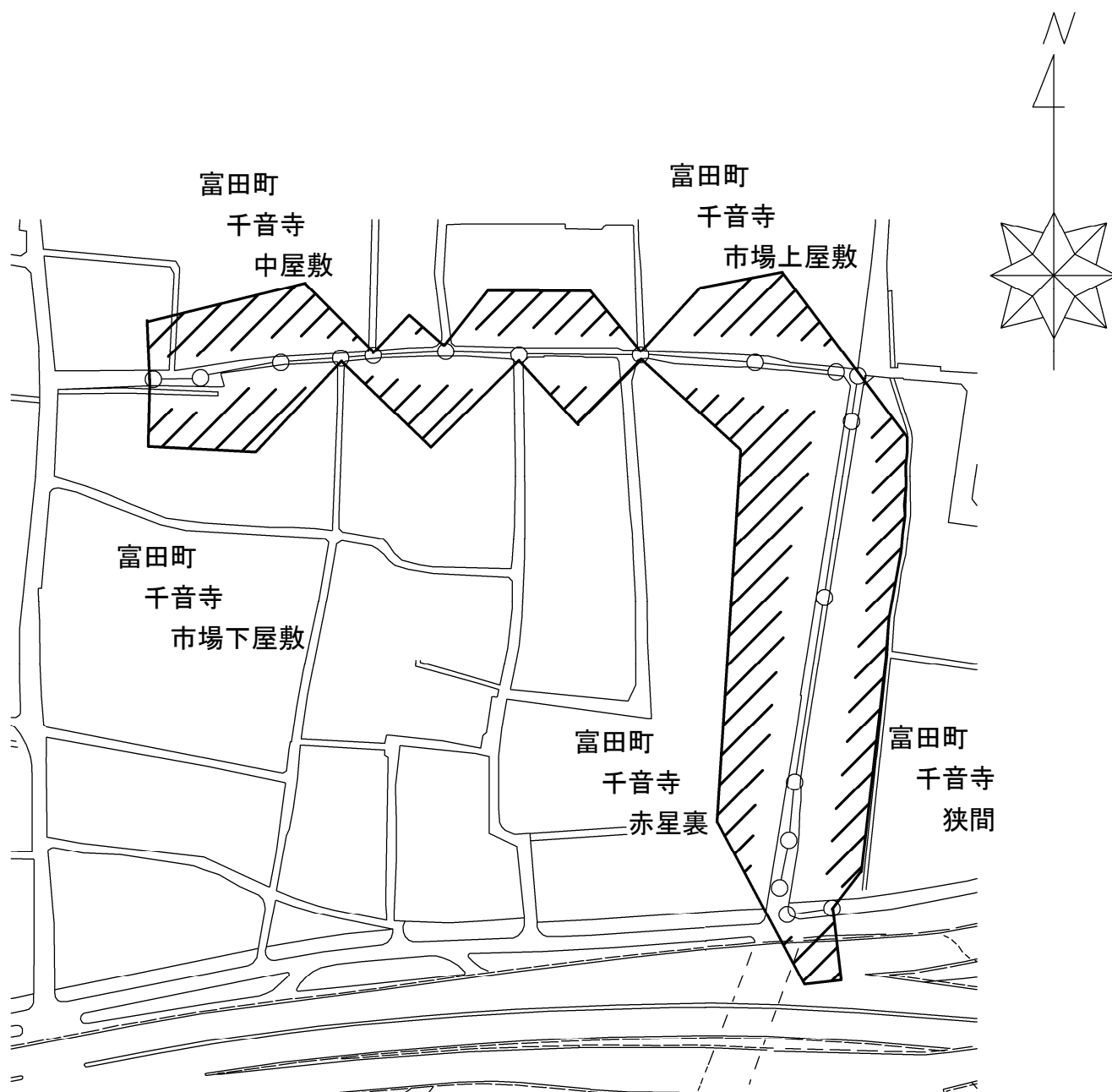
供用開始区域



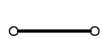
供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

中川区（合流式）No. 2



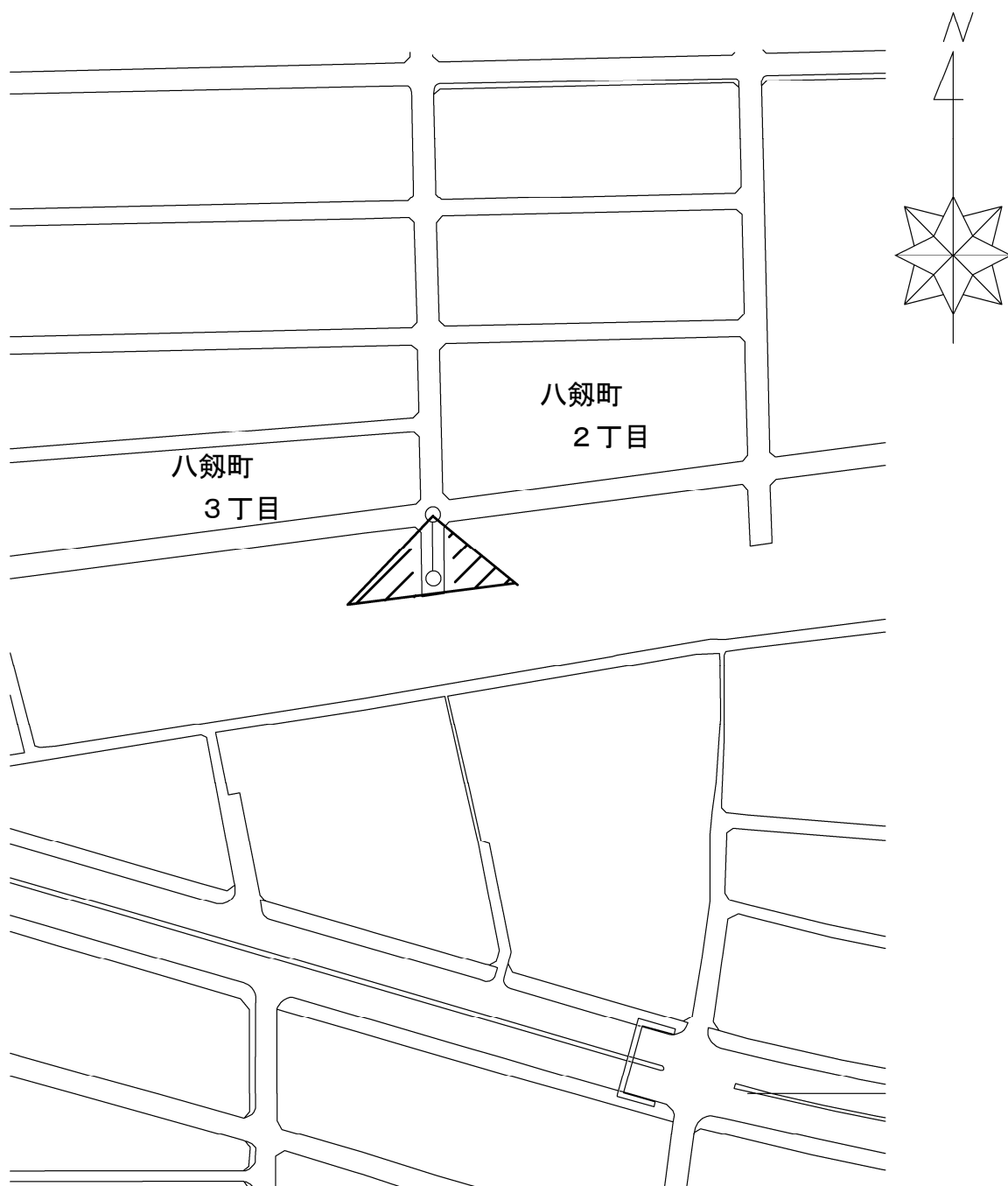
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

中川区（合流式）No. 3



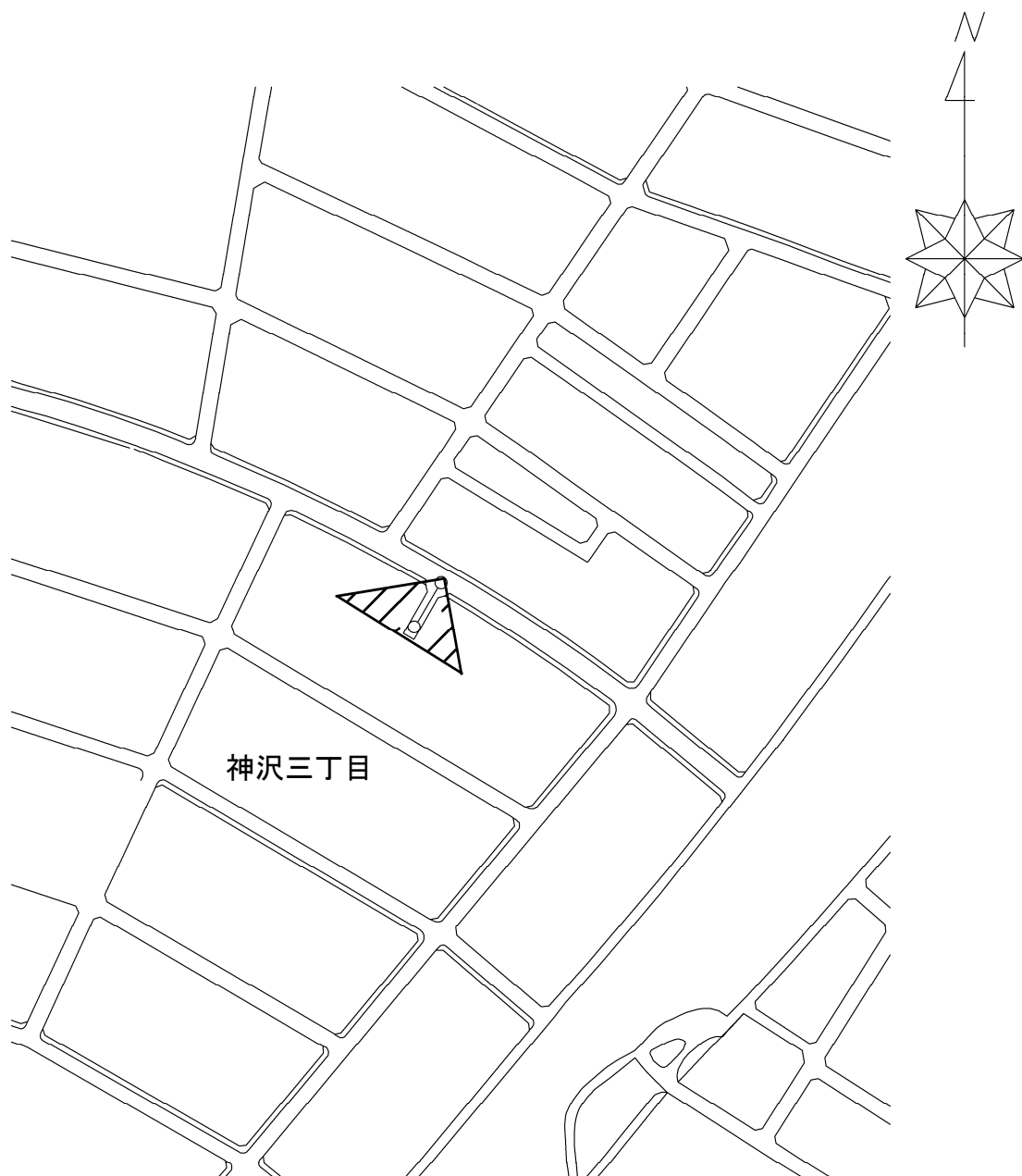
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

名古屋市交通局告示第4号

ゴールデンウィーク特割ドニチエコきっぷの発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、ゴールデンウィーク特割ドニチエコきっぷ（以下「特割ドニチエコきっぷ」という。）を次のように発売します。

平成27年4月13日

名古屋市交通局長 二 神 望

1 料金

2,000円

2 有効期間

平成27年4月25日から平成27年5月6日まで

3 特割ドニチエコきっぷの内容

使用期間を限定した特割ドニチエコきっぷ（大人券）4枚を1セットとして発売します。

4 発売数量

4,000セット（ただし、1人につき5セットまでの発売とします。）

5 発売場所

各駅、各営業所及び分所とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

6 使用条件

特割ドニチエコきっぷ1枚で大人1人が有効期間内の使用可能日（ドニチエコきっぷの例によります。）1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

7 発売期間

平成27年4月20日から平成27年5月6日まで

8 料金の還付

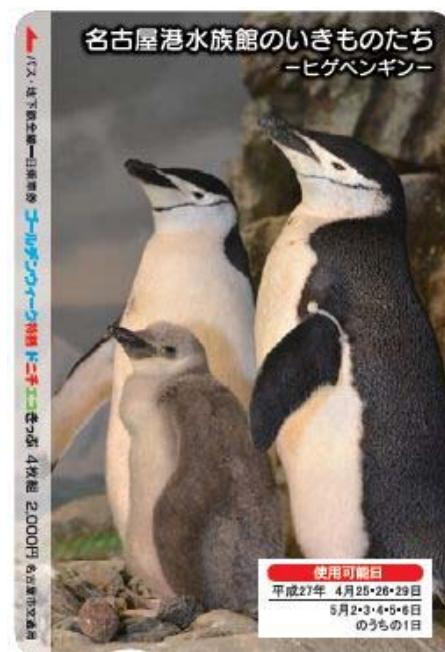
(1) 特割ドニチエコきっぷの料金の還付は、未使用の乗車券4枚がセットの場合に限り取り扱い、その期間は、発売日から平成27年5月6日までとします。

(2) 特割ドニチエコきっぷの料金を還付する場合における手数料は、4枚につき100円とします。

9 不正使用

特割ドニチエコきっぷの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、ドニチエコきっぷの例によります。

10 様式



(裏面磁気膜)

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課

名古屋市交通局管理規程第 11 号

名古屋市交通局契約規程（昭和 39 年名古屋市交通局管理規程第 18 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 4 月 14 日

名古屋市交通局長 二 神 望

第 52 条の 2 第 1 項第 1 号中「第 49 条第 1 項」を「第 49 条」に、「第 50 条第 1 項」を「第 62 条第 1 項」に、「課徴金納付命令」を「納付命令」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とし、同条第 2 項中「課徴金納付命令が」を「納付命令が」に改め、「、第 2 号（課徴金納付命令に係る審決が確定したときを除く。）」を削り、「第 4 号」を「第 3 号」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市交通局契約規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後規程の規定は、適用日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、適用日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

名古屋市病院局管理規程第18号

名古屋市病院局職員の育児休業等に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

平成27年 4月13日

名古屋市病院局長 山 田 和 雄

第 3条第 1項中「期間に」の次に「、職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）第 7条第 5項第 6号の規定の適用を受ける職員の同号に規定する国、他の地方公共団体又はこれらに準ずると市長が定めるもの（以下「国等」という。）におけるこれらに相当する期間及び」を加え、同条第 2項中「期間に」の次に「、職員退職手当条例第 7条第 5項第 6号の規定の適用を受ける職員の国等におけるこれに相当する期間及び」を加える。

附 則

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市病院局職員の育児休業等に関する規程の規定は、平成27年 4月 1日から適用します。

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

平成27年 4月14日

名古屋市農業委員会会長 上田 幸雄

1 開催日時

平成27年 4月20日（月） 午後 3時00分

2 場所

名古屋市公館 1階 レセプションホール

名古屋市中区三の丸三丁目 2番 5号

3 議事

第 3号議案 平成27年度事業計画の承認について

第 4号議案 会長専決処分の承認について（名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程の一部改正について）

第 5号議案 会長専決処分の承認について（名古屋市農業委員会農地台帳の整備等に関する規程の制定について）

第 6号議案 会長専決処分の承認について（名古屋市農業委員会事務局規程の一部改正について）

第 7号議案 会長専決処分の承認について（名古屋市農業委員会農地関係事務処理要領の一部改正について）

第 8号議案 会長専決処分の承認について（名古屋市農地バンク制度実施要綱の一部改正について）

第 9号議案 平成28年度名古屋市農業施策等に関する建議について

名古屋市農業委員会事務局農政課

土地改良区の役員の就退任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、藤高土地改良区の役員が次のように退任し、及び就任した旨の届出がありました。

平成27年 4月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 退任役員

理事	高羽	作一	名古屋市港区七島二丁目 213番地の 1
理事	清水	久一	名古屋市港区藤高一丁目58番地
理事	伊藤	一美	名古屋市港区藤前四丁目1105番地
理事	鬼頭	時保	名古屋市港区藤高一丁目98番地
理事	山田	信正	名古屋市港区藤高一丁目 144番地
理事	坂野	明	名古屋市港区藤高三丁目23番地
理事	市野	恵子	名古屋市港区東茶屋四丁目 173番地
理事	加藤	和政	名古屋市港区七島一丁目47番地
理事	牧野	廉親	名古屋市港区藤前一丁目 113番地
理事	坂野	友彦	名古屋市港区西茶屋四丁目 163番地
監事	寺野	寿夫	名古屋市港区藤高一丁目 316番地
監事	高羽	高光	名古屋市港区七島一丁目 118番地の 1
監事	山田	榮	名古屋市港区川園一丁目75番地

2 就任役員

理事	高羽	作一	名古屋市港区七島二丁目 213番地の 1
理事	服部	憲二	名古屋市港区藤高一丁目 188番地
理事	坂野	常雄	名古屋市港区東茶屋四丁目 175番地
理事	坂野	義雄	名古屋市港区藤高三丁目30番地
理事	竹内	朗	名古屋市港区藤高一丁目 180番地
理事	服部	隆之	名古屋市港区藤高一丁目 184番地

理事	加藤	和政	名古屋市港区七島一丁目47番地
理事	寺野	光夫	名古屋市港区藤前四丁目 129番地
理事	横井	清一	名古屋市港区秋葉三丁目67番地
理事	吉田	勇雄	名古屋市港区西茶屋三丁目 127番地
監事	柄松	忠夫	名古屋市港区藤高一丁目 146番地
監事	木村	美之	名古屋市港区西茶屋四丁目 149番地の 1
監事	佐野	孝治	名古屋市港区藤前四丁目1205番地

名古屋市緑政土木局都市農業課